

## 平成二十三年十二月静岡県議会定例会 一般質問

十六番 自民改革会議 東堂 陽一

おはようございます。自民改革会議の東堂陽一でございます。平成21年の7月に、知事選挙と同時に行われた県議会議員補欠選挙を経験し、その後、1年9ヶ月の浪人生活を経て今回、掛川市から新しく選出いただきました。ようやく質問台に立てたことに、立たせて頂いたことに感謝を申し上げます。それでは、通告に基づき、知事、関係部局長及び教育長に質問をさせていただきます。

最初の質問は東日本大震災のがれき処理の受け入れについてであります。震災被害地を訪れたときに、私に強烈な印象として残ったものはおびただしい量のがれきの山でした。愛着のある故郷に建てられた我が家が、平和な生活の中で使われていた家財が、変わり果てた姿で山積みになっていました。言葉を失う惨状であり、茫然と見つめるしかありませんでした。しかしすぐさま、この大量のがれきをどう処理するのか。果たしてこの状態で復興が進められるのだろうか、という疑問が湧き上がりました。震災発生から9カ月が経過した今、依然として解決されていない大きな課題として残っております。何とか援助の手が差し伸べられないものか、と考えている最中でした。「出来るだけの応援をする。一緒にがんばりましょう。」この言葉が口先だけのものにならないようにしたい。そんな想いが募っておりました。そんな中での知事のがれき処理受け入れに対する意思表示を、私は一定の評価を持ってお聞きしたものであります。被災地を応援するために、復興を進めるために前向きに取り組みたいものです。しかし一方、慎重に考えなければならないこともあります。受け入れるがれきの放射性物質の濃度、量、焼却灰の最終処分場、これにより発生する費用の負担をどうするかということであります。静岡県は独自の焼却施設を持たず、県内の市町に協力を要請する訳でありますから、しっかりとした方針を示さなければなりません。特に放射性物質の濃度や扱いに関しては、安全性において様々な意見があります。危惧する声が多くあります。ただのがれきを処分するのであれば異論も

それほど出ないのかもしれませんが、放射能汚染の心配があればそうではありません。これらの声に対してどのような説明をするのか。合理的な説明ができるかが重要であります。また、11月10日の県内市町<sup>しちよう</sup>へのがれき処理の説明会において、処理対象は震災において静岡県<sup>しちよう</sup>の支援先になっている岩手県山田町、大槌町の可燃性廃棄物で、受け入れ量は各市町<sup>しちよう</sup>の処理余力の1%程度で始めてみるということでどうか、とされたと聞いております。がれきの処理は、東京都が11月から受入を開始したものの、他の自治体では受入が進んでいない状況にある中、知事は、1%とはいえ、がれきの受入の意向を表明されましたが、どのような考えに基づいて決断されたのか、知事の所見をお伺いいたします。

次に災害時における中山間地域への対応についてであります。先般の台風12号、15号などの大雨により、山間部を中心に土砂災害等が多発し、各地で落橋や道路の不通が見られました。この結果、迂回路のない集落は孤立を余儀なくされることになりました。特に、台風15号は本県に上陸し強烈な暴風雨をもたらし、大きな被害を与えました。各地での道路の寸断に加え、停電や断水が地区によっては数日間続いたり、あるいは電話の不通など、ライフラインが停止した地域がありました。また、本県のみならず、台風12号では紀伊半島を中心に100人を超える犠牲者が出るなど、記録的な大災害となってしまいました。奈良県十津川村など山間部の土砂災害の惨状は記憶に新しいところであります。最近のこれらの事例にも見られるように、中山間地域は高齢者が多い上、脆弱な地理的条件を有することから、孤立を想定した万全の防災対策が必要であります。今回の台風は風水害でしたが、今後、予想される東海地震の場合は、さらに大規模な被害となることは明らかであり、孤立集落対策は極めて重要な課題であります。災害の年であった今年、中山間地域の住民には不安が高まっており、対策を求める声、特にヘリコプターの有用性が一層認識されております。昨年の県議会でも、孤立予想集落対策に関する質問と当局の答弁がありました。それによると東海地震で想定される孤立集落は県全体で371地区、そのうち、万一孤立した場合にヘリコプターが着陸又はホイストで物資を輸送できる地区は、

361であり、残り10地区は調査中とのことであります。3月11日の東日本大震災を経験し、ますます地域ごとの防災対策の重要性が認識される中、昨年、調査中だった10地区の対策は進んだのでしょうか。また、同時に多数の孤立地域が発生した場合の対応は大丈夫なのでしょうか。そして、先般の台風による大雨では予想地域以外にも孤立地域が発生したと聞いています。現在、県で把握している371地区は市町からの報告により把握しているものと伺っていますが、予想地域以外でも孤立地域が発生した現状を踏まえ、今後、どのように孤立集落対策に取り組んでいくのか、県の所見を伺います。

次に、台風15号等による海岸漂着流木の処理状況と根本的対策についてであります。今年も立て続けに台風が日本に上陸し、道路やライフライン、建物被害や、ビニールハウスなどの農業施設被害など本県にも大きな被害をもたらしたことは先ほども申し上げたところであります。特に台風15号は、最大瞬間風速60m、総雨量が500ミリを超える観測所を2か所数えるなどの強風と大雨をもたらし、その結果として、県内各地に大量の倒木被害をもたらしました。これらの被害については、現在災害復旧が進められていますが、倒木、そしてそこから海岸に漂着した流木については、未だに放置されているものが多く、対応が遅れているように見受けられます。流木については県内36カ所の海岸に、体積にして約4万3千立方メートルに及ぶ大量であります。これは、景観を著しく阻害するだけでなく、不審火災の原因ともなっていることから、近隣住民は不安を感じているところであります。しかしながら、この大量の流木の撤去には膨大な費用が掛かり、すぐには撤去できない状況だとお聞きしました。また、毎回台風が来襲するたびに漂着流木を処理する現在のやり方は、厳しい県財政にとって負担となるばかりでなく、根本的な解決とは成りえません。そもそも、これらの流木は森林から河川を下って海に流れ出し、最終的に海岸に漂着するのですから、川の上流において森林の管理がおろそかになっていることも原因であります。森林を適切に整備することによって、漂着流木を減らすことも可能と考えられます。そこで、今回の台風被害により、県内の海岸に大量に漂着し

た流木について、その処理をどのように行っていくのかを伺います。さらに、根本的対策として森林の整備をどのように進めていくのか併せて伺います。

次に、環境放射線モニタリング体制の強化についてであります。先般、国の原子力安全委員会で、原子力発電所事故に備えた防災対策の重点地域を、これまでの半径約8～10kmを半径おおむね30kmに拡大する方針が示されました。これは福島第一原子力発電所の事故により、高い放射線量がおおむね半径30km以内の地域で測定されたことを受けてのことですが、実際には、高い放射線量が測定された地域は30kmを超える地域にも及んでいます。反対に、30km以内でも放射線量が少ない地域があり、避難などの防護対策は同心円状に一律に対応するという訳にはいかないと考えます。放射線による健康被害への懸念がされる中、国民の関心は、正確な放射線量の測定と健康への影響を表す基準の数値化であります。事故後9ヶ月を経過してもなお、これらの施策は十分に進められていません。健康への影響を表す基準の数値化については様々な意見があり、国には早く国民が納得できる数値を示すように望むものです。放射線量については、県民の関心も高く、特に小さな子どもを持つ母親を中心に非常に神経質になっている方もいます。まして、福島の事態が浜岡にも当てはまる可能性を考えれば、防災対策の重点地域は、これまであまり原子力安全対策をする必要がないとされた焼津市や藤枝市、袋井市、磐田市などの地域にまで広がり、これらの地域で新たな対策が必要となります。特に、環境放射線のモニタリング体制は現状では不十分であり、これを強化し、信頼性のある正しい情報を県民にお知らせする必要があると思います。そこで、原子力発電所事故に備えた防災対策の重点地域の拡大に伴い、環境放射線のモニタリング体制をどのように強化していくのか、県の考えとその取組方針を伺います。

次に、健康づくりを踏まえた緑茶コホート研究への支援についてであります。現在、掛川市では、農林水産省の委託により、平成21年度から緑茶摂取と生活習慣病予防効果を科学的に立証するための研究が進め

られています。「掛川スタディー」と呼ばれるこの研究は、①緑茶コホート研究、②緑茶介入試験、③緑茶の形態による影響解析、④カテキンレセプターの発現量の解析の4つの研究からなり、それぞれ東北大学、野菜茶業研究所、九州大学の研究機関と掛川市で進められております。このうちの一つ、緑茶介入試験はNHKの生活情報番組「ためしてガッテン」で放映され、多くの方が緑茶の健康効果を再認識することとなりました。健康づくりに役立つとともに医療費の大幅な削減につながるという試算もあります。また、「掛川スタディー」の研究総括者、東北大学の栗山教授による中間報告でも、その成果の一部が報告されたところであります。今後、緑茶の効能がどのように明らかにされるものか、大変期待されるところであります。さて、「掛川スタディー」における緑茶コホート研究はその栗山教授が担当し、掛川市民約1,500人の協力をいただく中で、今年度で終了する予定であります。市民に協力いただいていることは、アンケート調査により緑茶飲用などの生活習慣を把握し、血液検査やその後の健康状態を追跡調査するという簡単なものです。これらは5~10年をかけて結論を得る研究です。ただし、一般的にコホート研究は国際的に認知されるためには数万人から数十万人規模の検査が必要、理想とされるそうです。このような研究成果を、是非とも「県民・国民の健康づくり」につなげていきたいと私は考えているところであります。しかし、これは人口12万人の掛川市だけではとても実施できる規模ではありません。聞くところによると、国レベルでは、数万人規模を対象とした緑茶コホート研究の実施検討をしており、静岡県西部地域がその対象地域として選定される動きもあると聞いております。この機会を捉えて、静岡県として、現在調査研究を進めている掛川市だけにとどめることなく、広域的に推進し、関与していく必要があると考えます。この事に関して知事の所見を伺います。

次に、茶業振興対策についてのうち、お茶の機能性と効用の視点に立った茶業振興対策についてであります。緑茶の消費が低迷する中、茶業関係者からは消費拡大・需要創出の切り札として、「緑茶の機能性」に期待する声が多く聞かれます。先のコホート研究もその一環という見方も

出来ます。静岡県は、県立大を中心に茶の機能性・効用に関する様々な研究を行い、富田勲名誉教授による茶の抗がん作用の研究や、横越<sup>よこごえ</sup>教授によるテアニンのリラクゼーション効果の研究など、多くの成果が生まれています。さらに、光技術を利用した茶葉の栽培や加工方法の開発、緑茶の飲用と疾病予防との関係についての疫学的調査・研究など健康増進効果の検証、二番茶、三番茶を静岡産の高級紅茶、高級ウーロン茶として製品化することなどを検討していると聞かるところです。そこで県は今後、茶の機能性・効用をどのように、茶業振興に活かしていくのか所見を伺います。

次に、来年度産新茶の安全・安心への取り組みについてであります。

東京電力福島第一原発事故に伴い、静岡県産のお茶の一部からも一時暫定規制値をわずかに超える放射性物質が検出されてしまいました。しかし、その後県が実施した主要産地でのモニタリング検査では、暫定規制値を超える数字は出ておらず、全ての地区で安全性が確認されており、静岡産の茶については安心して飲んでもらえるレベルにあると認識しているところであります。各方面から安全宣言もされているところでありますが、それにも関わらず静岡県産茶は大きな風評被害を受けてしまいました。昨年の凍霜被害に続く、今年の放射能被害により茶業界の疲労感は大変なものであります。風評被害を含めた原発事故による損害賠償については、8月末に提出された第1回損害賠償請求が11月末に支払われました。しかし、つい最近も茶商と東京電力の話し合いが行われるなど、今もなお損害賠償については交渉が続いており、迅速かつ確実に賠償が行われるよう、引き続き支援をお願いするものであります。また、内閣府食品安全委員会の答申を受けて、厚生労働省は食品の暫定規制値の見直しを始めていますが、この結果が今後の茶の販売、消費に与える影響は大きく、注視をする必要があります。一方、県内の茶生産者や茶商は、来年の一番茶の放射性物質のレベルがどうなるか、大きな不安を抱えています。消費者により安心して静岡茶を飲んでもらうためには、できる限り放射性物質のレベルを下げることと、安全・安心に関する情報を積極的に発信していくことが重要と考えます。大きく傷ついた静岡茶の威

信を取り戻すためにも、来年度の新茶では放射能検出ゼロを目指したいものです。県は放射性物質をできるだけ減らすための対策をどうするか。来年の新茶シーズンに向けて、どのように安全・安心対策に取り組むのか知事の所見を伺います。

最後の質問は、障害者の就労支援についてであります。障害のある方が、それぞれの地域社会において、自立して生活していくためには、雇用の場を拡大していくことが重要であります。働く場を得る事はまた、障害を持つ方たちにとって大きな望みでもあります。しかし、障害のある方の雇用は依然として厳しい状況にあります。さらに、リーマンショック以降、雇用情勢が悪化する中、ハローワークに登録している求職中の障害のある方も年々増加しており、今年9月の時点では6,100人余りを数えています。また、県教育委員会によれば、義務教育で特別支援学校、特別支援学級等に在籍する児童生徒数は平成23年度で約8千人、平成10年度から約2倍に増えています。この数字は今後も増加していくと思われれます。障害のある方の就労対策はこれからが本番と言ってもいいのかもしれない。

そんな中、働く障害のある人と、関わる全ての人を応援する目的で福祉と産業界・地域をつなぐ拠点施設として「障害者働く幸せ創出センター」が設置されました。障害のある方の就労支援の新戦力として期待されての発足でしたが、この施設の成果はどうなっているのでしょうか。お伺いいたします。

また、特別支援学校において、職を求める障害のある方が増えている中、求人開拓員と特別支援学校が連携を密にした体制づくりをするなど、障害のある方の就労支援について具体的な策を講じる必要があると考えますが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

さて、雇用の状況を見てみますと、平成23年6月1日時点の県内民間企業の障害者雇用率は1.61%と前年を0.07ポイント下回り、法定雇用

率である 1.8%から遠ざかりました。また、法定雇用率を達成している企業の割合も 46.0%で前年より 3.1 ポイント低下し、対象企業の半分に満たない状況であります。これは、今年度の雇用率の算定からは、パートタイマーなどの短時間労働者も加えられたことが影響しているとのことですが、企業などには、これまで以上の努力が求められることとなります。一方、公的機関においては県、<sup>しちょう</sup>市町とも法定雇用率を達成していますが、教育委員会は残念ながら未達成の状況でした。また、障害のある方がせっかく就職しても、人間関係がうまくいかないなどの理由により退職してしまうケースも多いと聞いております。障害のある方を離職させないための職場定着に向けた取組も必要であります。障害のある方の雇用に対しては、県でも各種の対策を講じ、施策を実施していますし、特別支援学校なども先生方が子どもたちへの職業教育や求人先の開拓などに奔走されておられる事は理解しておりますが、現実はまだまだであります。一方、企業においても「どんな仕事を任せれば良いのか分からない」「ニーズに合う人材と出会えない」などの理由により雇用が進まないといった課題もあります。このような中、**障害のある方の雇用促進のために、県はどのように取り組んでいくのかを伺います。**

以上、質問をいたしました。答弁をよろしくお願い申し上げます。